

契 約 書 (案)

沖縄県知事 玉城康裕（以下〔甲〕という。）が次の物件の工事を依頼し、
（以下〔乙〕という。）がこれを修繕することについて、
甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

1. 件 名 沖縄県立武道館上水・中水ポンプ等改修工事
2. 工事場所 県立武道館（那覇市奥武山町52番地）
3. 契約期間 契約締結日から令和8年2月18日まで
4. 契約金額 金 円

うち取引に係る消費税額及び地方税額 金 円

（注）「取引に係る消費税額及び地方税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

5. 契約保証金 契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。
（沖縄県財務規則第101条第1項）

第1条 上記契約に関して、この契約条項のほか、仕様書及び指示に従いこれを履行しなければならない。

第2条 乙は、契約の全部又はその主たる部分の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

4 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

5 乙が第1項から第3項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

第3条 乙は、物件の引渡しをしようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

第4条 乙は、甲の行う検査に合格した後でなければ引渡すことができない。検査に要する費用及び検査のため消耗破損したものは全て乙の負担とする。

2 乙は、甲の指定した日時、場所において、検査に立会うものとする。乙は立会いをしないときは検査結果につき、異議を申し立てることができない。

第5条 乙は、検査の結果、不合格と決定した部分は速やかに修繕しなければならない。

第6条 乙は、上記物件の引渡し後1年間は、乙の責めに帰すべき不適合について無償で補修し、又はこれを取替える責任を負わなければならない。

2 乙が補修又は取替に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害を生ぜしめることがあっても甲は賠償の責任を負わないものとする。

第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により期間内に引渡すことができないときはその理由を詳記して期間延長の願い出をすることができる。

2 前項の願い出は、履行期間内にしなければならない。

3 甲は第1項の願い出が正当であると認めたときは、これを承認し第10条の違約金を免除することができる。

第8条 契約金額は、検査の完了後、甲は乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

第9条 乙は工事の完成前に、出来形部分に相応する代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は1回までとする。

2 乙は部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を甲に請求しなければならない。

3 甲は前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

5 乙は第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。

第10条 乙は、履行期間内で引渡ししないときは、遅滞日数に応じた未済部分の契約金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができ、乙に損害が生じてこれを賠償することは要しない。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を

いう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第12条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数字にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。))並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条の各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第13条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団構成員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第14条 この契約履行中に生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第15条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上この契約の内容を変更し、又は修繕を中止させることができる。

第16条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第17条 乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、修繕上当然必要なものは甲の指示に従い乙の負担で施工するものとする。

第18条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。

第19条 乙は、この契約条項のほか沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)を守るものとし、疑義が生じたときは甲乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書二通を作成し、双方記名押印の上、各自一通を保有する。

令和7年 月 日

甲 住所 那覇市泉崎1丁目2番2号
氏名 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住所
氏名